王子グループ・サプライチェーン・サステナビリティ行動指針



2007年4月1日制定 2012年10月1日改訂 2018年12月1日改訂 2024年2月26日改訂

[基本的な考え方]

王子グループは「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」を定め、サプライヤーに対して当社の考え方を伝え、以下に定める項目への理解と実践を期待し、要請します。

[取引先の皆様へのお願い]

王子グループはサプライチェーンの取引先の皆様に下記項目の実行をお願いし、取引先の皆様とともに取り組みます。

また皆様のサプライチェーンにおいても同様の配慮をされることを期待します。

- (1) 法令・社会規範の遵守と公正な取引及び腐敗防止
- 1. 関連する法令と国際条約などの遵守
- 2. 公正な取引及び腐敗防止の徹底
- 3. 製品及びサービス等の適正な品質の確保
 - (2) 環境への配慮

事業活動において、地域社会と生物多様性・環境汚染・その他環境問題への影響に配慮し、エネルギー・水・ その他資源の使用量、及び温室効果ガス・廃棄物の排出量の削減に努めるとともに森林保全等による二酸化炭 素の持続的な炭素固定を推進する。

- 1. 環境管理体制の強化
- 2. 廃棄物の排出量削減と資源の有効活用
- 3. 気候変動への対応

(省エネルギー等による温室効果ガス削減、森林保全等による二酸化炭素の吸収および持続的な炭素固定の推進)

- 4. 生物多様性の保全
- 5. 環境負荷の削減
- 6.化学物質の管理
- 7.水資源の管理
- (3) 社会への配慮
- 1. 人権を尊重し、差別・各種ハラスメント・体罰を含む虐待等の非人道的な扱いの禁止
- 2. 従業員による強制労働・児童労働を禁止するとともに、最低就業年齢に満たない児童の雇用を禁止
- 3. 雇用における性別、人種、宗教等による差別の禁止
- 4. 法定最低賃金を超える賃金の保障
- 5. 従業員の団結権及び団体交渉権の尊重
- 6. 法定限度の労働時間を遵守し、長時間労働を防止
- 7. 従業員に対する安全で衛生的かつ健康的な労働環境の確保
- 8. サプライチェーンを含めた安全衛生の推進
- 9. 地域・社会への貢献
 - (4) 社会とのコミュニケーション
- 1. ステークホルダーとのコミュニケーションによる信頼関係の構築
- 2. 海外の文化・慣習の尊重
- 3. 適切な情報の開示と保護
- ※「王子グループ・パートナーシップ調達方針」より「王子グループ・サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」へ名称変更
- ※この行動指針は王子グループが調達する全ての原材料を対象とします。木材原料については、別途「木材原料の調達指針」を定めています。
- ※環境や社会に配慮したサステナビリティ調達を効果的に推進するため、適宜モニタリングを実施します。